

美容所開設の てびき

愛媛県西条保健所

生活衛生課 生活衛生係

TEL 0897-56-1300（内340）

FAX 0897-56-6713

E-mail tou-skt-eisei@pref.ehime.lg.jp

美容所開設までの手続き

1. 事前相談

- 美容所が営める地域か、市役所へ確認してください。
（西条市）西条市役所 都市計画課 0897-52-1238
（新居浜市）新居浜市役所 都市計画課 0897-65-1270
- 設計図面等を持参のうえ、事前にご相談ください。

2. 書類の提出

- 申請書等は営業開始前に余裕を持って提出してください。

3. 施設検査

- あらかじめ施設検査日を打ち合わせて実施します。
（施設検査の際は、営業者が立ち会ってください。）
- 施設基準に適合すると営業を開始できます。

4. 営業開始

- 検査済証を後日交付します。
- 営業所の見やすい所へ掲示してください。

変更届について

営業開始後、届出事項に変更があった場合は、すみやかに変更届を提出してください。

（構造及び設備、開設者の氏名・住所、美容師、管理美容師、その他の従業者、名称等）

ただし、開設者又は大幅な構造及び設備の変更は、新たに開設の手続きが必要となります。

美容所開設に必要な書類

開設届等は、必要書類を完備して、営業開始の1週間程度前までには提出してください。

	必要書類	内 容
1	美容所開設届 (様式第1号)	○ <u>美容師免許証</u> の原本を持参してください。 (従事する <u>美容師全員</u> のものがが必要です。)
2	美容所検査申請書 (様式第4号)	○ 16,200円の <u>愛媛県収入証紙</u> が必要です。
3	開設位置の見取図	○ 住宅地図のコピー等(周囲100m程度)を添付してください。
4	施設の平面図	○ 設計図等のコピー等を寸法及び、主要機械器具を記入の上添付してください。
5	構造及び設備の概要 (様式あり)	○ 施設基準等に合致していることを確認して、記入してください。 ・作業場面積は待合所面積を除き10㎡以上必要です。 ・待合所は、作業場と区別してください。 ・消毒器、消毒液、汚物箱、毛髪箱、救急薬品が必要です。 ○ 主要機械器具 主要なものについて記入してください。
6	健康診断書 (従事する <u>美容師 全員</u> のものが必要)	○ 病院等で健康診断を受けてください。 <健康診断項目> ・結核 ・感染性の皮膚疾患 伝染性膿痂疹(トビヒ)、単純性疱疹、頭部白癬(シラクモ)、疥癬 ・その他伝染性疾病は、現在、指定なし 理容所及び美容所における衛生管理要領について 昭和56年6月1日 環指第95号
7	管理美容師修了証書	○ 美容師が2名以上いる場合は管理美容師を置かなければなりません。 <u>修了証の原本</u> と <u>A4版のコピー</u> を持参してください。
8	登記事項証明書 (法人の場合のみ 必要)	○ 申請者が法人の場合は登記事項証明書を持参してください。
9	住民票 (外国人の場合のみ 必要)	○ 申請者が外国人の場合は住民票(国籍を記載したもの)を持参してください。
10	その他	○ 施設検査合格後に、保健所から交付する『検査済証』(許可証)は、原則として申請者に取りに来てもらいますが、 <u>郵送を希望する場合は、申請時に切手を持参してください。</u>

美容所の開設者から営業を譲り受けた場合であって、書類の内容に変更がないときは、記入及び添付を省略することができます。(美容所開設届裏面参照)

美容所の施設基準等

分類	基準の内容	規定	適合可否
面積	作業室の面積は、 10㎡以上 とすること	県条例	面積: m2
	作業室の面積が10㎡まではセット用いす(セット用のいすで鏡に面したもの) 2台まで 。面積が 3.3㎡増すごとに1台 を増すことができる。	県条例	いす数:
高さ	天井は、じんあいの落下を防ぐ構造とし、その高さは、床面から 2.12m以上 とすること。	県条例	高さ: m
構造	作業室と区別した 待合所 を設けること。	県条例	待合所: m2
	作業室及び待合所は、同一建物内とし、居室その他と仕切りをすること。	県条例	
	床及び腰板にはコンクリート、タイル、リノリウム又は板等不浸透性材料を使用すること。	施行規則	
	洗い場は流水装置とすること。	施行規則	有
	洗い場の汚水は、汚水溝に完全に流れるような排水設備をすること。	県条例	
照明 換気	美容のための直接の作業を行う場合の作業面の照度を100ルクス以上とすること。	施行規則	
	美容所内空気1ℓ中の炭酸ガスの量を5立方cm以下に保つこと	施行規則	換気扇・窓
器具	消毒器 及び 消毒液 を備える	法の消毒規定により	消毒器・消毒液
	ふた付きの 汚物箱 及び 毛髪箱 を備えること	施行規則	汚物箱・毛髪箱
	外傷に対する 救急薬品 を備えること	県条例	救急薬品
	皮膚に接する器具及び布片は、十分な数を備えること	県条例	
その他	作業室の見やすい場所に、 美容師免許証 を掲示すること	県条例	
	美容所の施設には、美容所の名称を表示すること	県条例	

検査済証等の掲示

- 許可後は、保健所から交付された**美容所検査済証**を、見やすい場所に掲示してください。
- 免許の無い**補助作業員**には、腕章その他適当な方法で補助作業員であることを標示させなければなりません

使用器具の衛生管理

皮膚に接する器具は、感染予防のためお客さん一人ごとに、消毒することが法律で定められています。

- **煮沸消毒**：煮沸後2分以上
- **エタノール消毒**：エタノール水溶液(エタノールが76.9%ト以上81.4%以下である水溶液をいう。)中に10分
- **次亜塩素酸ナトリウム消毒**：0.1%以上に、10分間以上浸す